

事務連絡
平成22年11月5日

障害福祉課長 殿

児童青年家庭課長

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

のことについて、厚生労働省より別添のとおり事務連絡がありましたので、貴所管の関係施設等に周知願います。

なお、市町村には通知済みであることを申し添えます。

事務担当：管理係
電話：076-444-3207
FAX：076-444-3493



事務連絡
平成22年10月21日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

平成22年9月20日に、40歳女性が総合公園に設置されていた木製複合遊具のターザンロープにおいて遊んでいたところ、ワイヤーが固定金具から抜け落ち女性が鉄製の滑車とともに落下し、その際、滑車が左足首を直撃し骨折する事故が、また、10月17日に、7歳女児がカントリーパークに設置されていたロープウェイにおいて遊んでいたところ、ワイヤーが破断し、女児が握り部とともに落下し頭部の打撲等の負傷をする事故が発生しました。

これについては、別紙1及び別紙2のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課課長補佐より、各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、「公園施設の安全管理の強化について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれでは、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方をお願いいたします。



【別紙1】

事務連絡
平成22年10月19日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園管理担当課長様

国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成22年9月20日に、40歳女性が総合公園に設置されていた木製複合遊具のターザンロープにおいて遊んでいたところ、ワイヤーが固定金具から抜け落ち女性が鉄製の滑車とともに落下し、その際、滑車が左足首を直撃し骨折する事故が発生したので、別添の通りお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」では、「4-1（4）遊具の構造」において、「特に、動きのある遊具では、全体の構造のみならず細部の構造についても動きに対応した強度を持つように配慮すること」としている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から「指針」の改定を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれましては、「指針」の内容を踏まえ、今後も日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村に周知徹底されたい。

別添

【事故の概要】

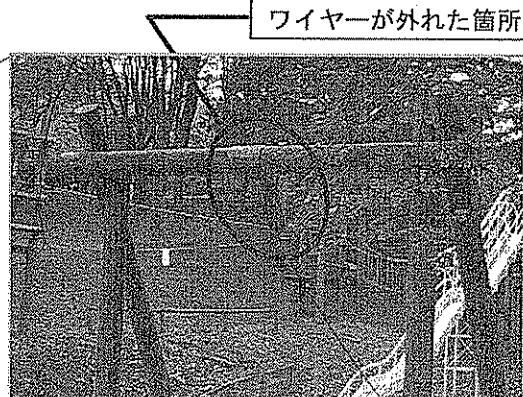
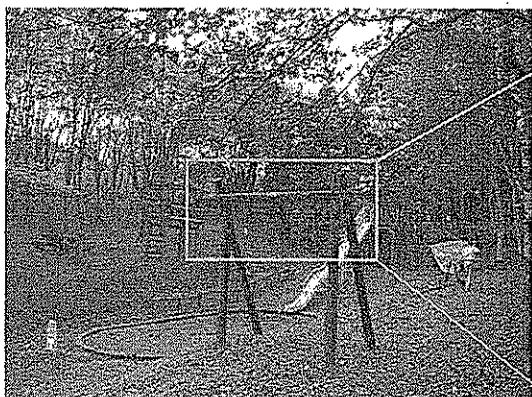
■発生日時 平成22年9月20日（月・祝）

■発生場所 人口約30万人の都市

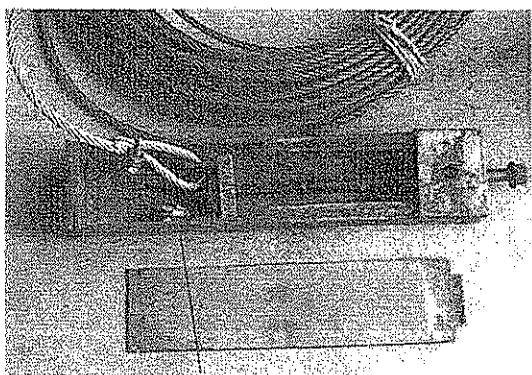
■発生公園 総合公園

- 状況
- 40歳女性が木製複合遊具のターザンロープにおいて遊んでいたところ、ワイヤーが固定金具から抜け落ち、女性が鉄製の滑車とともに落下し、その際、滑車が左足首を直撃し骨折した。
 - なお、事故原因等の詳細については、現在調査中である。（事故当時のワイヤーの固定方法は不明であるが、何らかの原因により固定されていない状態であったため、ワイヤーが固定金具から抜け落ちたものと推測される。）

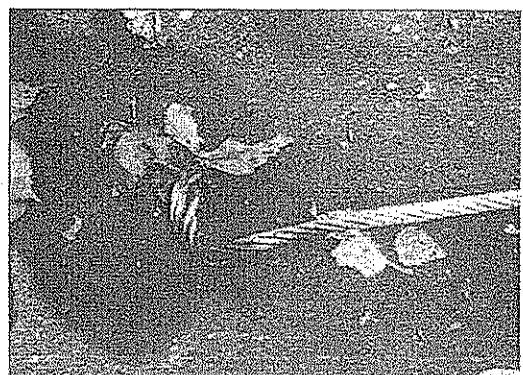
・事故関連写真等



事故発生遊具



ワイヤー固定金具ケース(ワイヤーの片方の端を固定していたクリップが外れていた)



固定金具から抜け落ちたワイヤー

【別紙2】

事務連絡
平成22年10月20日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園管理担当課長様

国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成22年10月17日に、7歳女児がカントリーパークに設置されていたロープウェイにおいて遊んでいたところ、ワイヤーが破断し、女児が握り部とともに落下し頭部の打撲等の負傷をする事故が発生したので、別添の通りお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」では、「4-3（2）発見されたハザードの適切な処理」において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施すること」としている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から「指針」の改定を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれましては、「指針」の内容を踏まえ、今後も日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村に周知徹底されたい。

別添

【事故の概要】

■発生日時 平成22年10月17日（日）

■発生場所 人口約7万人の都市

■発生公園 カントリーパーク（特定地区公園）

- 状況
- ・7歳女児が滑走系遊具のロープウェイにおいて遊んでいたところ、ワイヤーが破断、女児が握り部とともに落下し、頭部の打撲等の怪我を負った。また、握り部下端の緩衝材が、落下した反動で飛び跳ね、近くにいた2歳女児の頭部に当たり、打撲の怪我を負った。
 - ・今回事故が発生した遊具は、平成21年10月に実施した専門業者による定期点検において、ワイヤーが摩耗していることから、「劣化のため使用不可」と診断されていたにも関わらず、使用禁止等の措置が取られていなかった。
 - ・現在は、立ち入り禁止とし、対応について検討中。

- ・事故関連写真等

